

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名： 勝沼 聡

本論文は、近代エジプトにおける監獄制度の展開について、イギリス統治時代(1882-1922年) および立憲王制時代(1922-1952年)を対象にして、その実態と制度的性格の変容を考察しようとするものである。近代エジプトにおける監獄制度は、19世紀中葉、司法制度改革に伴う身体刑から拘禁刑への刑罰制度の移行によって成立した。本論文は、この近代的監獄制度が、イギリス統治による「文明化の使命」の正当化の下で実施された改革の実態、および名目的な独立以降の立憲王制期の社会改革思想を背景に行なわれた政策的展開について実証的に考察した。

第1章「近代エジプトにおける法制度・司法制度の展開」では、議論の前提となるイギリス占領以前の近代エジプトにおける法制度・司法制度の変遷とその背景を概観した。とくにイスラーム法による刑事事件の審理が行政官主宰の裁判所に移行した後、近代西欧の司法制度の本格的導入、多元的な司法制度の一元化と連動して監獄制度の再編が進められる過程を分析した。

第2章「イギリス統治時代前期における監獄制度の再編とその目的」では、イギリス統治時代前期(1882-1897年)における監獄制度の再編が論じられた。この制度再編の目的は過剰収容の緩和と教育的受刑労働の導入であったが、植民地統治の正当化を目的としたこの改革はほとんど十分な成果を挙げることがなく、この点で先行研究の主張は過大評価である点が指摘された。

第3章「コールズによる監獄制度の再々編とその意義」は、イギリス統治時代後期(1897-1921年)の監獄制度の再編過程を考察した。1897年に監獄総監に就任したコールズは、中央監獄と呼ばれる一連の監獄群を新設し、中央政府の統制を強化するとともに、監獄内の環境改善・分類処遇・受刑者労働などの改革を行なった。しかし、その改革は不徹底であり、受刑者労働においても懲罰的な性格が継続したことを様々な資料から明らかにした。

第4章「イギリス統治時代後期における受刑者処遇の変容とその背景」は、第3章と同じ時期を対象にして、当時の治安の悪化に伴い、当局が受刑者処遇の懲罰的性格がさらに強化されていく過程を、統計資料などを用いて詳しく分析した。また、イギリス当局が経済性の追求に主眼を置き、科刑状況の厳罰化や劣等処遇の強化などを目的とした施策を実行していった点を植民地統治の性格を反映するものであると論じた。

第5章「立憲王制時代の監獄制度をめぐる議論」は、立憲王制時代(1923-1952年)における監獄改革に関するエジプト人の支配エリートの議論を紹介した。彼らの関心は、イギリス統治時代の受刑労働の問題から、道徳教育・識字教育などの受刑者の内面の改善に移ったが、受刑者の教育的処遇など当時の制度改革は、計画通りには進展しなかった。しかし、1949年監獄法が象徴するように、この改革の動きは1952年革命後の社会改革に直接的な結びつきを持ち、社会政策の展開の上での立憲王制期の後半期と52年革命の時代との連続性を示すものであると主張した。

第6章「近代エジプトにおける少年感化院制度の展開」は、イギリス統治時代後期以降に発生した少年犯に対する特別処遇を分析し、成年犯の監獄制度と同様に過剰収容化と退

院後の社会復帰の困難の問題から事実上の破綻に直面した実態を明らかにした。

結論として、近代エジプト監獄制度が懲罰的性格と教育的性格を併せ持っていること、前者はムハンマド・アリー期に成立した制度の性格を受け継ぎ、イギリスの植民地統治の後期においてさらに強化されたこと、他方で教育的な受刑者処遇の拡大は遅々として進まなかったことが述べられた。また、エジプトにおける監獄制度の展開は、イギリス本国および英領インド双方における監獄制度の展開と密接に関連しており、比較研究上も重要な意義を有している点も指摘された。

本論文は、公選・私選の法令集、監獄局などの報告書や政府刊行物、議会議事録、検察・裁判統計、服役囚の回想録など、数多くの未開拓な資料を用いた、近代エジプト史研究として非常に実証的水準の高い研究の成果である。また、先行研究を踏まえ、エジプト近代史研究とともに、監獄制度の比較制度的研究に対しても大きな貢献をなす研究として評価できる。審査委員会では上記の点について、高い評価が示されたが、その一方で以下のような問題点も指摘された。

形式面では、略語表、および史料と参考文献の一部の不整備、アラビア語のローマ字転写表記・仮名表記の不統一などの問題点、その他の誤字・脱字などが指摘された。また、内容面では、以下のような問題点が指摘された。1) 監獄制度の展開を各時代の中に跡づけていくのか、それともエジプト近代史の時期区分の見直しを同制度の展開の流れの中で行なおうとしているのか、主題設定の仕方が不明確である。2) 「近代エジプト」をタイトルに入れながら、1952年革命後から現在につながる問題としての研究上の意義についての説明が不十分である。3) 近代国家の成立と不可分であるこの問題について、植民地支配の捉え方も依然として平板なナショナル・ヒストリーのレベルに留まっており、グローバル・ヒストリーの視点が弱く禁欲的な内容となっている。4) 行刑制度の推移について、あたかも制度が自己展開しているように描かれており、その背景となる権力構造と社会構造に関する叙述が淡泊である。

以上に指摘された問題点に対し、論文提出者は、いずれも誠実に、またそのほとんどにおいて論理的な議論によって回答した。審査委員との議論は、本論文の内容のいっそうの理解を進め、また今後の研究の進展に示唆を与える内容となった。

本論文は、近代エジプト監獄史研究において、従来の欧米およびエジプト本国の研究水準を超えた実証分析の成果である。また、近代エジプト史研究および監獄史の比較研究に対しても重要な意義を持ち、非西欧諸地域における近代国家の制度構築のプロセスにおいて「設計者」と「社会」の間のダイナミクスを描く研究としても示唆を与える内容である。本論文の評価に当たって、上記のように本審査委員会において指摘された問題点は、こうした高い学術的貢献度を妨げるものではない、と判断する。

したがって、本審査委員会は、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。